

集団回収始めませんか

集団回収は、町会や自治会・子ども会・PTAなど、概ね10世帯以上の区民で構成されている団体が、回収の日時・場所・品目（新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着古布・アルミ缶・スチール缶・びん）・回収事業者（車代・手数料・売却代金等を含む）を決め、家庭から出される資源を集団回収業者に引き取ってもらう、自主的なリサイクル活動です。

実施方法や分別方法のPR、後出しや誤出しなどがあつた際の回収事業者への連絡取次ぎ、標識旗や表示幕の出し入れなど、各団体に活動してもらうことは色々ありますが、次のようなメリットもあります。



集団回収のメリット

●分別が徹底され、質の高い資源が大量に効率よく回収できる。

⇒団体毎に資源を集めるので、分別が行き届き、質の高い資源が大量に集まります。

●リサイクル意識の向上につながる。

⇒自主的に活動を行うことで、一人ひとりのリサイクル意識が高まります。

●地域でのコミュニケーションが深まる。

⇒団体内で役割分担を決めて、互いに協力して資源の回収を行うので、地域でのコミュニケーションが深まります。

●地域の実情に合った活動ができる。

⇒回収日や回収品目・回収場所など、地域毎の団体の実情に合わせてすることができます。

●売却益や報奨金を得ることができる。

⇒資源の回収量に応じて区から団体に報奨金が支給されるので、団体の行事や運営に利用できます。

⇒回収品目や回収事業者によっては、資源が売却できる場合売却代金が得られることもあります。（市況により相場が変動するため、回収事業者から手数料の負担を求められることもあります。）

集団回収を支援します

区では、活動する団体に、次のような支援をしています。

●報奨金の支給。（資源の回収量に応じ、1kgにつき6円の報奨金を年2回支給します。）

●標識旗や表示幕の支給。

●びん・缶回収用コンテナ、空き缶つぶし機（数に限りあり）の貸し出し。

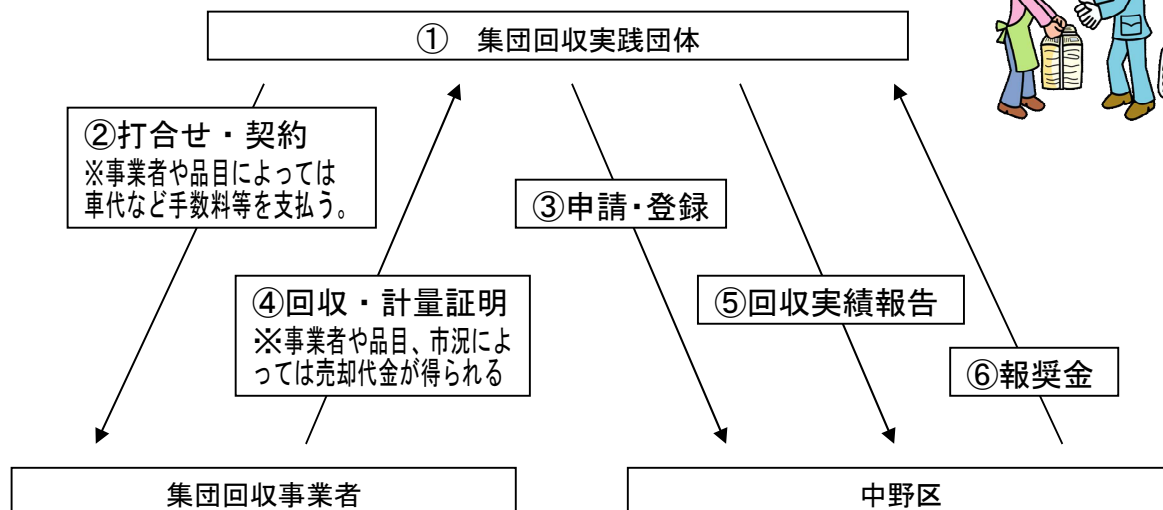
●集団回収の情報を掲載した広報紙「集団回収ニュース」の発行。

集団回収は一人ひとりの取り組みと、地域の協働により成り立ちます。

近所で集団回収が行われていないときは、その地域のみなさんや、マンションの管理組合などで話し合い、活動を始めてみませんか。

集団回収事業者が分からないときなど、集団回収に関するお問合せやご相談は、ごみゼロ推進課（電話 3228-5555）までお気軽にご連絡ください。

集団回収を始めるには（集団回収の流れ）



① 集団回収を行う団体をつくりましょう

中野区内に住んでいる方たち（おおむね 10 世帯以上）で回収を行う団体をつくり、団体の名称や、代表者、担当者などの役割分担を決めます。

団体の皆さんで回収する品目を決めます。新聞、雑誌、段ボール、紙パック、古着・古布、アルミ缶、スチール缶、びんの中から選びましょう。

② 回収をお願いする業者を決めましょう

団体をつくり、役割分担や回収品目を決めたら、回収をお願いする集団回収事業者を決めます。

回収の日時や手順・場所・詳細な分別方法など、打ち合わせをします。団体の実情にあった回収の方法を相談しましょう。事業者や品目によっては、団体が事業者へ回収の車代などの手数料を支払う契約になるので、必ず確認をしましょう。集団回収事業者が分からないときは区にお問合せください。

③ 区に登録をしましょう

申請書類に必要事項を記入して提出することで、集団回収実践団体として区に登録できます。登録完了後に「集団回収実績報告書」をお渡しします。

登録時に提出していただく申請書類

- ① 集団回収実践団体登録申請書 1 枚 ② 支払金口座振替依頼書 2 枚 ③ 確認用の通帳コピー 1 枚

※代表者と口座名義人が異なる場合は「委任状」、支払口座の名義が団体名の場合には「口座指定届（特例）」が必要です。

④ いよいよ実施です

集団回収はなんといっても住民への PR が重要です。チラシや回覧板、掲示板などを使って資源回収の呼びかけの方法を考えましょう。

回収実施日に、②での契約のとおり回収が行われます。事業者や品目、市況によっては、資源が売却できる場合は売却代金が得られます。

⑤ 回収をしたあとは・・・

回収実施月の翌月 10 日までに、集団回収実績報告書と、④で回収事業者から受け取った計量証明書をあわせて、区に提出します。提出がないと⑥の報奨金を支給できませんので、期限までに必ず提出してください。回収した資源の売却代金や処理手数料等の精算は、集団回収事業者と直接行ってください。

⑥ 区から団体に報奨金を支給します

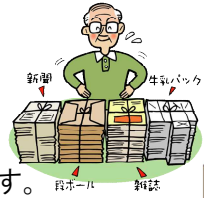
回収量 1kg につき 6 円の報奨金を、年 2 回、9 月（1～6 月回収分）と 3 月（7 月から 12 月回収分）に、支給します。③の申請時に団体が指定した銀行口座に振り込みます。

集団回収の注意点

・回収する資源の分別はしっかり行いましょう。

回収事業者によって、分別のルールが若干異なる場合があります。

回収事業者と相談のうえ、参加する皆さんにしっかりPRをすることが大切です。



・区から支給された標識旗や表示幕を掲示しましょう。

近頃、契約業者以外の業者が、せっかく集めた資源を持ち去ってしまうことが多くなっています。標識旗や表示幕を掲示したり、団体の皆さんでパトロールしたりしましょう。

・集団回収では家庭から出る資源を集めます。

事業活動に伴いお店や事務所から出る資源は、事業主の方が責任を持って処理してはなりません。民間ルートでリサイクルするか、古紙問屋に直接持ち込むなどの方法で処理していただくようになります。

・PRをしましょう。

回収量や報奨金の報告をすることによって、回収に協力する意欲がわいてくることもあります。

回覧板や掲示板で集団回収の状況を報告してみましょう。



資源の分別方法

※古紙類、びん缶類は基本的に雨の日でも回収します。古着・古布は雨の日は出さないでください。

※回収事業者によって、分別方法が異なる場合があります。※詳細は、契約をした回収事業者に確認をしてください。

新聞は・・・

・新聞折込チラシと一緒にして、ヒモで十字に縛ります。ガムテープなどは使わないでください。

・油やペンキなどで汚れたものは燃やすごみへ。

・片手で持てるぐらいの重さにしてください。

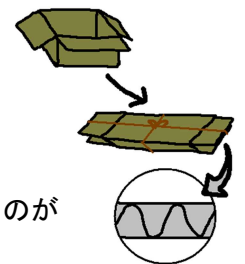


段ボールは・・・

・ガムテープと金具をはずし、開いてヒモで十字に縛ります。ガムテープなどは使わないでください。

・油やペンキで汚れたものは燃やすごみへ。

・大きなサイズのダンボールはなるべくみかん箱サイズ位まで小さくたたんでください。



※断面が波になっているのがダンボールです。

雑誌・雑がみは・・・

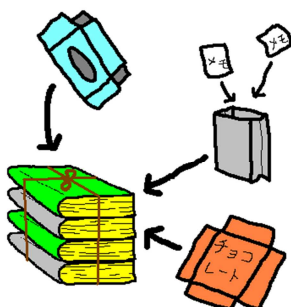
・雑誌・書籍・カタログなど、まとめてヒモで十字に縛ります。ガムテープなどは使わないでください。

・お菓子の紙箱、包装紙、紙袋、学校等から配布されたプリント類、などといった雑がみも出せます。

・雑がみは、飛び散らないように、雑誌などの間に挟んで出すか、紙袋などに入れてください。

(小さな紙は紙封筒などに入れてください。)

※新聞・段ボールとは一緒にしないでください!



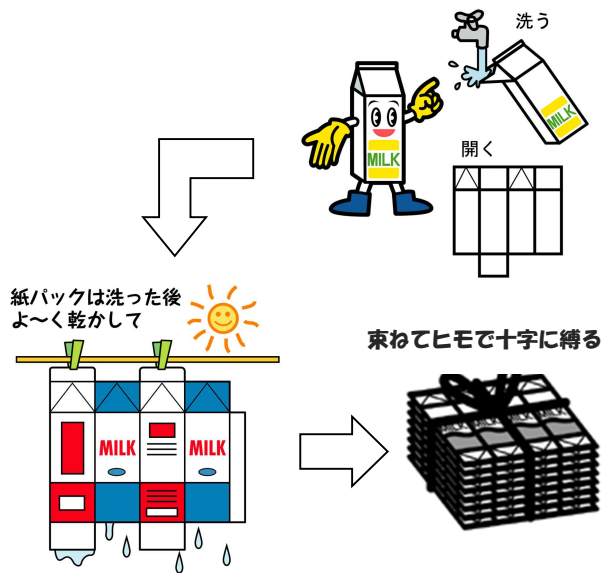
回収できない紙

窓のついた封筒、ダイレクトメールなどのビニールの外袋、写真、アルバム、インクジェット写真プリント用紙、紙コップ・紙皿・紙製のヨーグルト容器・油紙など防水加工された紙、ファックス用紙やレシートなどの感熱紙、感圧紙、親展はがきなどの圧着はがき、宅配便の複写伝票などの裏カーボン紙、ノンカーボン紙、クレヨンで書いた紙、臭いのついた紙(紙製の洗剤容器や線香の紙箱など)、油やペンキ・食品残渣などで汚れた紙(ピザやケーキの箱など)、かばんや靴の詰め物の紙

紙パックは・・・

・きれいに洗い、切り開いてよく乾かし、ヒモで十字に縛ってください

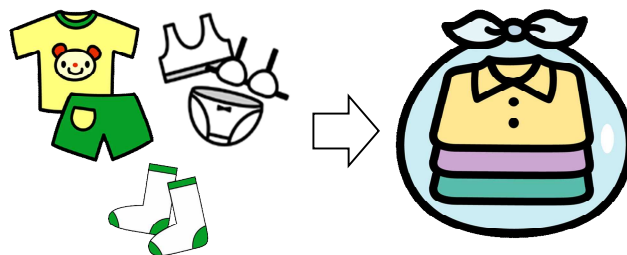
・中にアルミ箔が付いている紙パックは、燃やすごみに出してください。



古着・古布は・・・

・きれいに洗濯して乾かしてから、汚れないようにビニール袋に入れ口をしぼってください。

- ・靴下などは左右をそろえてください。
- ・ボタン・ファスナーなどの付属品ははずさないでそのまま出してください。
- ・ぬれたままでは出さないでください。
- ・雨の日は出さないでください。



回収できないもの

ふとん、まくら、クッション、ぬいぐるみ、じゅうたん、マットレス、ビニール製品、ベルト、かばん、裁断くず、濡れたもの、汚れたもの、破れているもの

びんは・・・

- ・飲料・食品用のガラスびんを回収します。
- ・ふたをはずし、中を洗って出してください。



回収用のコンテナを貸し出しますのでお問合せください。

回収できないもの

割れたびん、化粧品のびん、医薬品のびん、油の入っていたびん、汚れたびん、ガラス食器、陶器、グラス・コップ、蛍光管、白熱球

缶は・・・



- ・飲料・食品用のアルミ缶・スチール缶を回収します。
- ・中を洗って出してください。

・つぶした状態で集めた方がいいのか回収業者に確認をしてください。



回収用のコンテナを貸し出しますのでお問合せください。

回収できないもの

油の入っていた缶、汚れた缶、スプレー缶
また、一斗缶などの大きいものは回収業者に確認してください。

集団回収に関するお問合せやご相談は

中野区 環境部

電話 3228-5555 (直通)

ごみゼロ推進課

FAX 3228-5634

※Eメールアドレスは、「gomizero@city.tokyo-nakano.lg.jp」です。